

平成29年6月28日

株 主 各 位

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

カネヨウ株式会社

代表取締役社長 川島正博

第85回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、本日開催の当社第85回定時株主総会におきまして、
下記のとおり報告ならびに決議されましたので、お知らせ
申しあげます。

敬具

記

報告事項 第85期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

本件は、上記事業報告の内容、計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項
第1号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第1に、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等を取締役会で決められるようにするため、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

第2に、「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更いたしました。

定 款 変 更 後 の 内 容
(下線部は、変更箇所を示します)

第4章 取締役および取締役会

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の責任免除)

第28条 (変更前どおり)

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第37条 (変更前どおり)

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計算

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 (変更前どおり)

(2) 未払の配当金には利息をつけない。

- 第2号議案** 取締役4名選任の件
本件は、原案どおり取締役に川島正博、川辺保司、中村陽介、郡司高志の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、郡司高志氏は社外取締役であります。
- 第3号議案** 監査役3名選任の件
本件は、原案どおり監査役に大田幸一、小川荘平、石井周二の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、小川荘平氏および石井周二氏は社外監査役であります。
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり補欠監査役に山根睦弘氏が選任されました。
なお、山根睦弘氏は補欠の社外監査役であります。

以 上

なお、本總會終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役社長に川島正博氏が選任され、就任いたしました。
又、本總會終了後開催の監査役会の決議により、常勤監査役に大田幸一氏が選定され、就任いたしました。